



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 64/2016年2月号

発行日：2016年2月29日

3月も近づき、暖かい日が増えてきている気がしますが、一方で寒暖差の激しい面がある為、体調を崩しやすく、また、花粉症の方にはつらい季節になってきました。

また、インフルエンザもだいぶ流行しているようです。

3月決算法人については、決算期が近づき業務も多忙になってくる頃かと思われます。

体調管理には気を付けて、多忙な業務を乗り切り、穏やかな春を迎えたいものです。

I. 最新情報（2016年1月1日～2016年1月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年1月 25日	委員 会報 告等	学校法人委員会研究報告第8号「計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト」、同第12号「学校法人における事業報告書の記載例について」、同第19号「学校法人監査における監査計画書及び意見形成時の監査調書の様式例と	日本公認会計士協会（学校法人委員会）では、平成28年1月13日に開催されました常務理事会の承認を受けて、次の学校法人委員会研究報告等の改正等を公表いたしましたのでお知らせいたします。 (1) 学校法人委員会研究報告第8号「計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト」の改正について (2) 学校法人委員会研究報告第12号「学校法人における事業報告書の記載例について」の改正について	上記(1)から(4)までは、研究報告として位置付けられていることから適用時期に関する記載はありませんが、学校法人会計基準等改正との整合性を図るための所要の見直しを行ったものであることから、平成27年4月1日以降（知事所轄法人については平成28年4月1日以降）の実務の参考とすることとし、それより

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

		記載上の留意事項」、同第 23 号「監査基準委員会報告書 315 を学校法人監査に適用する場合の留意点に関する Q & A」の改正、学校法人委員会研究報告第 33 号「学校法人計算書類の表示に関する研究報告」の公表、学校会計委員会報告第 20 号「学校法人計算書類の表示について(その 1)」の廃止について	(3) 学校法人委員会研究報告第 19 号「学校法人監査における監査計画書及び意見形成時の監査調書の様式例と記載上の留意事項」の改正について (4) 学校法人委員会研究報告第 23 号「監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」を学校法人監査に適用する場合の留意点に関する Q & A」の改正について (5) 学校法人委員会研究報告第 33 号「学校法人計算書類の表示に関する研究報告」 (6) 学校会計委員会報告第 20 号「学校法人計算書類の表示について(その 1)」の廃止について	前は従前の取扱いを行うこととなります。 また、上記(5)は、学校会計委員会報告第 20 号「学校法人計算書類の表示について(その 1)」について、学校法人会計基準等改正との整合性を図るための所要の見直しを行った上で、同委員会報告の解説において示されている借入金明細表及び固定資産明細表のほか、基本金明細表等を追加し、新たに研究報告として取りまとめたものです。 上記(6)は、上記(5)の公表に伴い廃止いたします。
--	--	---	--	--

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年1月26日	実務指針	非営利法人委員会実務指針第 36 号「消費生活協同組合等の法定監査上の監査報告書の文例について」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成 28 年 1 月 13 日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会実務指針第 36 号「消費生活協同組合等の法定監査上の監査報告書の文例について」の改正について」を平成 28 年 1 月 26 日付けで公表いたしましたので、お知らせします。 本改正は、本実務指針の監査報告書の文例における監査の対象の記載について、監査・保証実務委員会実務指針第 85 号「監査報告書の文例」の「文例 7 計算書類」及び「文例 8 連結計算書類」における、会社計算規則第 57 条第 3 項の規定に基づき、個別（連結）注記表と題する計算関係書類を作成していない場合の記載を参考として、所要の見直しを行ったものです。 また、関連する監査基準委員会報告書及び要求事項との関係を明示するなど、実務指針の構成等を併せて見直しております	—
2016年1月26日	実務指針	「非営利法人委員会実務指針第 37 号「労働組合監査	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成 28 年 1 月 13 日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会実務指針第 37 号「労働組合監査における監査上の取扱い」の改正に	—

		における監査上の取扱い」の改正について」の公表について	<p>ついて」を平成 28 年 1 月 26 日付けで公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>本改正は、労働組合の計算書類の監査に係る監査報告書の標準文例について、監査基準委員会報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」における監査報告書の文例を参考として、所要の見直しを行ったものです。</p> <p>また、関連する監査基準委員会報告書及び要求事項との関係を明示するなど、実務指針の構成等を併せて見直しております。</p>	
2016 年 1 月 26 日	研究報告	非営利法人委員会研究報告第 28 号「公益法人・一般法人の収支計算書に対する監査に関する研究報告」の公表について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成 28 年 1 月 13 日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第 28 号「公益法人・一般法人の収支計算書に対する監査に関する研究報告」を平成 28 年 1 月 26 日付けで公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>本研究報告は、平成 26 年 2 月の監査基準の改訂並びに同年 4 月の監査基準委員会報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」及び監査基準委員会報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」の公表等を受け、現在行われている公益社団（財団）法人（以下「公益法人」という。）や一般社団（財団）法人（以下「一般法人」という。）の収支計算書に対する監査業務に関して、特別目的の監査に対応するために取りまとめたものです。</p> <p>本研究報告においては、公益法人・一般法人の収支計算書の監査を特別目的・準拠性の財務報告の枠組みに従って作成された財務表の監査として整理しております。また、公益法人・一般法人の収支計算書の監査における、適用される財務報告の枠組みの受入可能性や監査報告書の文例を整理するとともに、収支計算書の表示チェックリストも設けております。</p>	—

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他

特になし

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

昨年の発生した大手電機メーカーの会計不祥事を受けて、公認会計士監査の信頼の回復の為、平成27年12月22日に日本公認会計士協会会長声明「公認会計士監査の信頼回復に向けて」が公表されるとともに、平成28年1月27日に会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」が公表されました。

これについて、公認会計士協会では平成28年2月に緊急全国研修会を実施しました。

この研修会には、多くの会員が受講するなど、公認会計士業界内での危機感が感じられます。さらに公認会計士業界のみならず、一般的にも注目されている内容かと思われまます。

今回は、この公認会計士監査の信頼回復に向けての取り組みについて紹介したいと思います。

なお、意見に関する部分は筆者の私見であり、監査法人全体としての統一見解ではありません。

1 公表の背景

大手電機メーカーの監査を担当していた監査法人が金融庁から公認会計士法第34条の21第2項(虚偽又は不当の証明等についての処分等)に基づく処分を受け、また、業務執行社員であった公認会計士は、同法第30条第2項(虚偽又は不当の証明についての懲戒)に基づく懲戒処分を受けた。併せて、金融庁において同法第34条の40第1項(審判手続開始の決定)に基づき同監査法人に対する課徴金の納付命令に係る審判手続開始の決定がなされた、

2 今後の取り組みについて

会長声明、会長通牒の中では、監査の実施にあたって、以下の点に留意して監査業務に取り組むことが強く要請されています。

- ①内部統制を含む企業及び企業環境を十分に理解した上での適切な対応
- ②職業的懐疑心を十分に発揮し、高めた上で、状況の変化等に対応して適宜に監査計画に反映
- ③経営者との有効なコミュニケーションの実施
- ④監査役等との連携強化、双方の有効なコミュニケーションの実施
- ⑤十分な監査時間を確保した上で、監査チームにおける十分な討議と知識等の共有を図り、メンバーそれぞれが役割を果たしていることの確認することで高品質な監査を実施する。
- ⑥経営者による内部統制の無効化や共謀により内部統制が機能しない場合があることに留意した上で、内部統制監査において、内部統制基準・実施基準や実務指針の趣旨に沿った実質的な確認が出来ているか確認する。
- ⑦監査法人内で、適切な業務の執行のための体制等の整備をはじめ、品質管理に関する責任の所在の明確化、適切な審理体制の構築等による品質管理システムの整備運用状況を再確認し、実効性のある対応を実施する。

3 今後の取り組み内容についての解説

上記①～⑦については、これまでの監査においても当然留意してきた点であると思われまますが、その上で、本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

今回のような会計不祥事が発生したことを考えると、さらに強い職業的懐疑心をもって、慎重に監査を実施していく必要があると思われます。

特に⑥で示されている経営者による内部統制を無効化するリスクについては、今回の会計不祥事の一因となっていた点であります。

経営者の姿勢は組織全体に大きな影響を及ぼすため、その地位を利用することや、ビジネスモデルの特徴や企業環境の変化を利用するなど、様々な要因が重なって、影響額が大きくなる一方で、発見することは難しいものと思われます。

その為、監査にあたっては、経験値だけに頼るのではなく、経営者による内部統制無効化のリスクはすべての企業に存在するという前提のもとに、①仕訳テスト、②会計上の見積もりにおける経営者の偏向の検討③非通例的な重要取引の検討などを実施することとなります。

この手続の中でも、会計上の見積りの監査にあたっては、経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データの検討において、被監査会社の説明を鵜呑みにすることなく、収集した情報やこれまでの知識・経験に照らして検討していくこととなります。

また、見積りの裏付けとなる適切な監査証拠を入手して妥当性を検討するとともに、各見積り項目について、過年度の見積りと確定値又は当年度の再見積額の比較などを実施して会計上の見積りが適切になされていることを確認することとなります。

4 まとめ

今回の会長通牒では、「監査は公共の利益のために行われている点、すなわち、被監査会社の株主・投資家等、監査報告書の利用者の為に行われている点を踏まえ、会計不祥事が繰り返されることのないよう、職業的懐疑心をもって監査を実施しているかを厳しく自問していただきたい」とのメッセージで締めくくられております。

ただ、会計監査の実効性を高めるためには、公認会計士がさらに慎重に監査を実施することはもちろん必要ですが、それだけで会計不祥事が防ぎきれものではないと思います。

会社側もリスク管理を強化する必要があり、また、先月のニュースレターで紹介したとおり、責任の範囲が拡大している監査役との連携を密にするなどして、関係者全体で適切な財務情報の開示が出来るように取り組んでいく必要があると考えます。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703